

全 住 協 第 6 7 号
令和 6 年 5 月 2 8 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事 務 局 長 米 山 篤 史

建築基準法及び建築物省エネ法改正内容に関する資料送付のご案内

2022（令和4）年6月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により建築基準法及び建築物省エネ法が改正され、2025（令和7）年4月から、建築確認審査の対象となる建築物等の規模の見直し及び原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合義務化が開始されます。

上記を踏まえ、国土交通省ではホームページにて改正建築基準法及び改正建築物省エネ法に係る資料・解説図書を公開しておりますが、このたび、紙資料での送付のご要望を多くいただいた資料について、国土交通省が送料を負担した上、各社に希望部数を送付する旨の連絡がございました。

つきましては、資料の送付をご希望の場合、下記URLの申込フォームに入力いただき、お申込みください。

記

1. 所要部数等の入力

(1) 回 答 期 日 令和6年6月7日（金）

回答期日までに下記の申込フォームよりお申込みください。

支店・事務所ごとに回答してください。

(2) 申込フォーム <https://forms.office.com/r/tcFpnTBL2r>

※上記フォームにアクセスできない場合は、下記担当者までご連絡ください。

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 秋岡氏、係長 武田氏

電 話：03-5253-8111（内線 39-429／39-458）

E-mail：akioka-n2mw@mlit.go.jp / takeda-t2tx@mlit.go.jp

2. 送付対象資料

国土交通省のホームページに公開されている資料のうち、これまでに紙資料での送付のご要望を多くいただいたものとなります。

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>

3. 本件に関する国土交通省の問合せ先

(1) 省エネ基準適合の義務化について

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 秋岡氏、係長 武田氏

電 話：03-5253-8111（内線 39-429／39-458）

E-mail：akioka-n2mw@mlit.go.jp / takeda-t2tx@mlit.go.jp

(2) 木造戸建住宅の建築確認手続きについて

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 土佐氏、係長 藤本氏

電 話：03-5253-8111（内線 39-516／39-502）

E-mail：tosa-s2wp@mlit.go.jp / fujimoto-a2tr@mlit.go.jp

(3) 小規模木造建築物の構造基準の見直しについて

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 杉原氏、係長 吉田氏

電 話：03-5253-8111（内線 39-536／39-537）

E-mail：sugihara-s2xt@mlit.go.jp / yoshida-y23b@mlit.go.jp

4. 本件に関する全住協の問合せ先

（一社）全国住宅産業協会 担当：岩脇 TEL：03-3511-0611